

動畜第2893号
平成21年3月30日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 橋



四條畷鳥獣保護区の指定について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地から鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができるときとされています。

本府では「第10次鳥獣保護事業計画」（計画期間：平成19年度～23年度）において、平成21年度に四條畷市域において森林鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定をすることを計画しており、当該鳥獣保護区の指定にあたり、同法第28条第9項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

四條畷鳥獣保護区の指定について

1 概要

四條畷市東部地域には、生駒山地主稜線の西に多くの谷が形成されており、奈良朝時代にこれらの谷をせき止めて築造された4池を総称した室池は、野生鳥獣の生息地として重要な拠点となっている。

同地域での事前調査では111種の鳥類が確認され、希少な鳥として目安となる環境省レッドリスト記載種6種、大阪府レッドデータブック記載種38種が含まれており、地域の鳥類の生息環境としての重要性を裏付ける結果となった。

2 鳥獣保護区の指定

① 根拠法令

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項

② 時 期

府が定めた第10次鳥獣保護事業計画（平成19年4月1日から平成24年3月31までの5年間）に基づき、平成21年度に指定する。

平成21年3月30日の環境審議会野生生物部会へ指定について諮詢し、答申を受けたことによって指定が決定された。

大阪府公報への告示により公表される。

③ 区 域

四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工（整理番号22-01）から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至る。同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至る。同点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至る。同点から市道南野8号線を西進し、市道南野清滝2号線との交点に至る。同点から市道南野清滝2号線を北進し、国道163号線との交点に至る。同点から国道163号線を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工（整理番号18-04）から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国道163号線との交点に至る。同点から国道163号線を西進し、市道田原中央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線との交点に至る。同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域。

④ 期 間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

⑤ 面 積

約1,100ha

3 制限内容

- ① 銃による狩猟はもとより、わなや網による野生鳥獣の捕獲ができない。
- ② 府が営巣及び給餌等の施設を設置する場合に、土地や木竹の所有者等は拒むことができない。（法第28条第11項）
- ③ 府は鳥獣保護区内に標識を設置する。（法28条9項で準用する法15条13項）

4 四條畷市東部地域で確認された野生鳥獣

獣類・・・ニホンリス、イタチ、イノシシ

鳥類・・・オオタカ、ハチクマ、オオルリ、オシドリ他

